

令和 7 年度 静岡市学区・地区別無事故・無違反コンクール表彰要領

- 1 目 的 交通事故・交通違反が少なく、評価点が良い団体表彰することにより学（地）区内の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の削減につなげる。
- 2 表 彰 部 門 部門は、各警察署の管轄区域単位を基本とする。ただし、静岡中央警察署管内については、他の警察署管内と比較し、団体数が約 2 倍であるため、世帯数に応じた 2 つの部門を設ける。
 - （1）静岡中央警察署管内 2,500 世帯以上の部（対象団体数：18）
 - （2）静岡中央警察署管内 2,500 世帯未満の部（対象団体数：20）
 - （3）静岡南警察署管内の部（対象団体数：19）
 - （4）清水警察署管内の部（対象団体数：21）
- 3 表彰団体数 各部門の評価点が良い上位 3 団体とする。
- 4 評 価 点 の 算 出 方 法 裏面のとおり
- 5 表 彰 式 「第 22 回静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会」にて実施予定。
- 6 結果の公表 各団体あて結果通知及び静岡市 HP にて行う。
- 7 主 催 静岡市交通安全推進協議会
- 8 後 援 静岡中央警察署・静岡南警察署・清水警察署・静岡市

評価点の算出方法（静岡中央警察署管内・静岡南警察署管内）

当該学（地）区の居住者が県内で起こした交通事故・交通違反に応じて減点を行い、10,000 世帯あたりの点数に換算します。この点数を学（地）区の評価点とし、順位を決定します。

※世帯数は、令和 7 年 4 月 1 日現在の各自治会連合会実加入数を使用します。

※交通事故や交通違反に応じた減点数は以下のとおりです。

- ・交通事故・・・県内で発生した事故の第一当事者となった場合をいいます（第一当事者であることが判明した時点で評価点に加算）。

ア 死亡事故 △15 点 イ 人身事故 △5 点

- ・交通違反・・・県内で飲酒運転により検挙された場合をいいます。

ウ 飲酒運転 △10 点

【例】A 地区に居住する人が B 地区で人身事故を起こした場合、A 地区が 5 点減点

評価点の算出方法（清水警察署管内）

当該地区の居住者が県内で起こした交通事故・交通違反種別の点数を合計し、世帯数に対する責任率により順位を決定します。

※世帯数は、令和 7 年 3 月 31 日現在の静岡市統計情報による各地区世帯数を使用します。

※交通事故や交通違反に応じた点数は以下のとおりです。

ア 死亡事故 100 点 /イ 重傷事故 50 点 /ウ 軽傷事故 20 点
エ ひき逃げ 100 点 /オ 当て逃げ 50 点 /カ 無免許 50 点
キ 酒酔帯び 100 点

- ・交通事故・・・県内で発生した事故の第一当事者となった場合をいいます（第一当事者であることが判明した時点で評価点に加算）。

- ・交通違反・・・県内で飲酒運転・交通違反により検挙された場合をいいます。

【例】A 地区に居住する人が B 地区で死亡事故を起こした場合、A 地区に 100 点